

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

令和8年度

令和9年度、令和10年度については、令和8年度事業から土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略

都道府県 (市区町 村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事 業に要する 国庫補助額 (千円)	特 例 措 置
兵庫県 (三木市)	神姫バス株式会社	(1) 社～三木営業所～明 石駅前(12)	3,511.5	
		(2) 三木営業所～養田～ 西神中央駅前(15)	1,271.0	
		(3) 社～御坂～三宮(16)	11,998.0	
		(4) 三田駅～市立図書館 前～みなぎ台(17)	2,993.5	
		(5) 三木営業所～硯町～ 明石駅前(18)	1,670.0	
		(6)		
		(7)		
合 計			21,444.0	

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	神姫バス株式会社	R8
------	----------	----

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間 [※])の 損益状況	集合バス事業					R6
	営業収益	10,092,381千円	営業外収益	39,808千円	経常収益(イ)	10,132,189千円
	営業費用	11,228,571千円	営業外費用	20,915千円	経常費用(ロ)	11,349,486千円
	営業損益	△ 1,236,190千円	営業外損益	18,893千円	経常損益	△ 1,217,297千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	23,327,301.0 km				経常収支率	89.27 %

基準期間の前年度の 損益状況	集合バス事業					R5
	営業収益	9,255,519千円	営業外収益	20,953千円	経常収益(イ)	9,276,469千円
	営業費用	10,699,249千円	営業外費用	8,054千円	経常費用(ロ)	10,708,300千円
	営業損益	△ 1,443,730千円	営業外損益	11,999千円	経常損益	△ 1,431,831千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ)	23,543,645.0 km				経常収支率	86.62 %

基準期間の前々年度の 損益状況	集合バス事業					R4
	営業収益	8,519,279千円	営業外収益	19,431千円	経常収益(イ)	8,538,709千円
	営業費用	10,387,790千円	営業外費用	11,512千円	経常費用(ロ)	10,379,282千円
	営業損益	△ 1,868,475千円	営業外損益	7,919千円	経常損益	△ 1,840,556千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ)	23,751,397.0 km				経常収支率	82.26 %

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) □「ナ」×「ハ」÷「ロ」	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) □「ナ」×「ハ」÷「ロ」	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間) □「ナ」×「ハ」÷「ロ」
北近畿	436円.99銭	454円.82銭	486円.53銭
京阪神	436円.99銭	454円.82銭	486円.53銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3=ニ	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない値 ヘ	キロ当たり経常費用の差 ニ－ヘ=ケ	キロ当たり経常収益 イ－ハ=ト
北近畿	459円.44銭	426円.56銭	426円.56銭	32円.88銭	434円.34銭
京阪神	459円.44銭	558円.96銭	459円.44銭		434円.34銭

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた補助対象期間	補助金交付要 綱別表2(注) 4.の適用割合	改定率 コ
北近畿・京阪神	令和5年10月30日	基準期間の 当 年度	3 / 3	28.61%
		基準期間の 年度	／3	
		基準期間の 年度	／3	

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

神姫バス株式会社

R8

補助 ブ ロ ッ ク 名	申 請 番 号	特 例 措 置	運 行 系 統 名	運 行 系 統			計画 運行 日数	計画運行回数 ()	計画平均 乗車密度	計画輸 送量	系統キロ程	地域公共交通再編事業を 実施する区域におけるキ ロ程			系統キロ程と地 域公共交通再編事業 実施する区域におけるキ ロ程との比率	補助ブロック外 乗入部分のキロ程	同一補助ブロック都道府 県外乗入部分のキロ程	他路線との競合 部分に係るキロ程	他路線との競合 率	補助ブロック外 乗入部分、同一 補助ブロック都 道府県外乗入部 分及び他路線と の競合部分以外 のキロ程の比率 (「チ」÷「リ＋ヌ＋ ル」)×チ＝マ		
				起点	主な 経由地	終点						チ	オ	オ÷チ＝ウ								
																					①＝カ×コ 内	②
北 近 畿	12		社～三木営業所 ～明石駅前	社	三木営業所	明石駅前	36.5日	3,745.0回 (10.2回)	7.0	714.人	往36.5km 復36.5km	(平均) 36.5km		(平均)	往16.4km 復16.4km	16.4km		(平均)		%	55.68%	
			加東市								往36.5km 復36.5km	36.5km					往4.5km 復4.5km	4.5km			%	12.32%
			小野市								往36.5km 復36.5km	36.5km					往10.1km 復10.1km	10.1km			%	27.67%
			三木市								往36.5km 復36.5km	36.5km					往5.5km 復5.5km	5.5km			%	15.06%
	(15)		三木営業所～栗 田～西神中央駅 前	三木営業所	栗田	西神中央駅前	36.5日	2,428.0回 (6.6回)	3.4	22.4人	往14.1km 復14.1km	(平均) 14.1km		(平均)	往9.6km 復9.6km	9.6km		(平均)		%	31.91%	
			三木市								往14.1km 復14.1km	14.1km					往4.5km 復4.5km	4.5km			%	31.91%
	16		社～御坂～三宮	社	御坂	三宮	36.5日	4,800.5回 (13.1回)	6.6	86.4人	往46.7km 復46.5km	(平均) 46.6km		(平均)	往18.1km 復18.9km	19.0km		(平均)		%	59.22%	
			加東市								往46.7km 復46.5km	46.6km					往4.5km 復4.5km	4.5km			%	9.65%
			小野市								往46.7km 復46.5km	46.6km					往10.1km 復10.1km	10.1km			%	21.67%
			三木市								往46.7km 復46.5km	46.6km					往13.0km 復13.0km	13.0km			%	27.89%
	(17)		三田駅～市立図 書館前～みなぎ 台	三田駅	市立図書館前	みなぎ台	36.5日	2,166.0回 (5.9回)	6.6	38.9人	往15.1km 復15.1km	(平均) 15.1km		(平均)	往7.9km 復7.9km	7.9km		(平均)		%	47.68%	
			三木市								往15.1km 復15.1km	15.1km					往7.2km 復7.2km	7.2km			%	47.68%
	(18)		三木営業所～須 磨町～明石駅前	三木営業所	須磨町	明石駅前	36.5日	3,158.0回 (8.6回)	7.0	60.2人	往20.9km 復20.9km	(平均) 20.9km		(平均)	往16.4km 復16.4km	16.4km		(平均)		%	21.53%	
			三木市								往20.9km 復20.9km	20.9km					往4.5km 復4.5km	4.5km			%	21.53%
	計		5系統									往133.3km 復133.1km	(平均) 133.2km		(平均)	往69.4km 復69.2km	69.3km		(平均)			

京 阪 神	(12)	社～三木営業所 ～明石駅前	社	三木営業所	明石駅前	365日	3,745.0回 (102回)	7.0	714人	往36.5km 復36.5km	(平均) 36.5km		(平均)		往20.1km 復20.1km	(平均) 20.1km		(平均)		(平均)	%	%
		神戸市								往36.5km 復36.5km	36.5km					往13.3km 復13.3km	13.3km				%	44.931
		明石市								往36.5km 復36.5km	36.5km					往3.1km 復3.1km					%	36.438
										往36.5km 復36.5km	36.5km					往3.1km 復3.1km	3.1km				%	8.493
	15	三木営業所～桑田 ～西神中央駅前	三木営業所	桑田	西神中央駅前	365日	2,428.0回 (8.6回)	3.4	22.4人	往14.1km 復14.1km	(平均) 14.1km		(平均)		往4.5km 復4.5km	(平均) 4.5km		(平均)		(平均)	%	%
		神戸市								往14.1km 復14.1km	14.1km					往9.8km 復9.8km	9.8km				%	68.085
	(16)	社～御坂～三宮	社	御坂	三宮	365日	4,800.5回 (13.1回)	8.6	88.4人	往46.7km 復46.5km	(平均) 46.6km		(平均)		往27.6km 復27.6km	(平均) 27.6km		(平均)		(平均)	%	%
		神戸市								往46.7km 復46.5km	46.6km					往16.1km 復16.9km	16.0km				%	40.772
										往46.7km 復46.5km	46.6km					往16.1km 復16.9km	16.0km				%	40.772
	17	三田駅～市立図書館 ～みなぎ台	三田駅	市立図書館前	みなぎ台	365日	2,186.0回 (5.9回)	6.8	38.9人	往15.1km 復15.1km	(平均) 15.1km		(平均)		往7.2km 復7.2km	(平均) 7.2km		(平均)		(平均)	%	%
		三田市								往15.1km 復15.1km	15.1km					往7.9km 復7.9km	7.9km				%	52.317
										往15.1km 復15.1km	15.1km					往7.9km 復7.9km	7.9km				%	52.317
	18	三木営業所～坂町 ～明石駅前	三木営業所	坂町	明石駅前	365日	3,158.0回 (8.8回)	7.0	60.2人	往20.9km 復20.9km	(平均) 20.9km		(平均)		往4.5km 復4.5km	(平均) 4.5km		(平均)		(平均)	%	%
		神戸市								往20.9km 復20.9km	20.9km					往13.3km 復13.3km	13.3km				%	78.468
		明石市								往20.9km 復20.9km	20.9km					往13.3km 復13.3km	13.3km				%	63.636
										往20.9km 復20.9km	20.9km					往3.1km 復3.1km	3.1km				%	14.632
計		5系統										(平均)			往63.9km 復63.9km	(平均) 63.9km		(平均)		(平均)		
合計		10系統										(平均)			往133.3km 復133.1km	(平均) 133.2km		(平均)		(平均)		

神姫バス株式会社

R8

補助 ブ ロ ッ ク 名	申 請 番 号	特 例 附 属 号	補助ブロック外 乗入部分及び同 一補助ブロック 都道府県外乗入 部分以外のキロ 程の比率	計画実車走行 キロ	補助対象 経常費用 の見込額	補助対象系統のキロ当たり経常収益														補助対象系統の経常 収益の見込額		
						補助金交付事業別表2(注)4.の適用がある場合	3ヵ年平均	基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間			ノ×ワ以上の額:ヨ					
								経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系統の 実車走行キロ当 たり経常収益 ヤ÷マ=ヤd	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系統の 実車走行キロ当 たり経常収益 ヤ÷マ=ヤe	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系統の 実車走行キロ当 たり経常収益 ヤ÷マ=ヤf						
(チー(リ)×ナ)÷ チーブ						ワ	ヘ×ワ以下の 額:カ	ノとノdのいずれ か少ない額 ノ	基準期間におけ る実車走行キロ 当たり経常収益 の算定基となる 乗込 ノ×ヨ(リ)×(ナ÷ マ)×ヨe	経常収益控除額 ケとのいずれか 少ない額 ホ	補助金交付事業 別表2(注)4.の 適用後のキロ当 たり経常収益 ノ÷ホ=ヨf	(ホ×リ)÷(ヨf× マ)	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系統の 実車走行キロ当 たり経常収益 ヤ÷マ=ヤd	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系統の 実車走行キロ当 たり経常収益 ヤ÷マ=ヤe	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系統の 実車走行キロ当 たり経常収益 ヤ÷マ=ヤf	ノ×ワ以上の額:ヨ
北 近 畿	12		55.068%	273,385.0km	116,615,105円	256円.07銭	68円.84銭	32円.88銭	256円.07銭	288円.95銭	73,903,799円	268,285.5 km	275円.46銭	77,252,552円	274,005.5 km	281円.93銭	84,857,920円	274,188.0 km	309円.48銭	70,005,696円		
	(15)		31.914%	68,469.6km	29,206,392円	166円.03銭	45円.17銭	32円.88銭	166円.03銭	198円.91銭	13,823,303円	68,413.2 km	202円.05銭	13,731,387円	71,856.2 km	191円.62銭	14,585,252円	71,825.4 km	203円.06銭	11,368,007円		
	16		59.227%	448,133.3km	191,155,740円	217円.85銭	60円.65銭	32円.88銭	217円.85銭	250円.73銭	90,533,380円	405,280.8 km	223円.38銭	112,219,061円	438,075.2 km	256円.16銭	128,008,297円	469,465.8 km	272円.66銭	97,825,839円		
	(17)		47.882%	65,413.2km	27,902,854円	217円.81銭	60円.71銭	32円.88銭	217円.81銭	250円.49銭	18,334,581円	79,335.4 km	231円.10銭	19,856,165円	80,241.4 km	247円.45銭	20,112,553円	73,688.0 km	272円.94銭	14,234,566円		
	(18)		21.531%	132,004.4km	56,307,796円	309円.02銭	82円.73銭	32円.88銭	309円.02銭	341円.90銭	56,901,969円	179,635.5 km	316円.76銭	59,661,557円	177,023.0 km	337円.02銭	66,066,251円	177,629.1 km	371円.93銭	40,791,999円		
合計						987,405.5km	421,187,687円				253,497,032円	1,000,950.4km		282,720,722円	1,041,001.3km		313,630,273円	1,066,796.3km		234,026,107円		
京 阪 神	(12)		44.931%	273,385.0km	125,604,004円	288円.95銭	68円.84銭		288円.95銭	288円.95銭	73,903,799円	268,285.5 km	275円.46銭	77,252,552円	274,005.5 km	281円.93銭	84,857,920円	274,188.0 km	309円.48銭	78,994,595円		
	15		68.085%	68,469.6km	31,457,673円	198円.91銭	45円.17銭		198円.91銭	198円.91銭	13,823,303円	68,413.2 km	202円.05銭	13,731,387円	71,856.2 km	191円.62銭	14,585,252円	71,825.4 km	203円.06銭	13,619,288円		
	(16)		40.772%	448,133.3km	205,890,363円	250円.73銭	60円.65銭		250円.73銭	250円.73銭	90,533,380円	405,280.8 km	223円.38銭	112,219,061円	438,075.2 km	256円.16銭	128,008,297円	469,465.8 km	272円.66銭	112,360,462円		
	17		52.317%	65,413.2km	30,053,440円	250円.49銭	60円.71銭		250円.49銭	250円.49銭	18,334,581円	79,335.4 km	231円.10銭	19,856,165円	80,241.4 km	247円.45銭	20,112,553円	73,688.0 km	272円.94銭	16,385,352円		
	18		78.468%	132,004.4km	60,648,101円	341円.90銭	82円.73銭		341円.90銭	341円.90銭	56,901,969円	179,635.5 km	316円.76銭	59,661,557円	177,023.0 km	337円.02銭	66,066,251円	177,629.1 km	371円.93銭	45,132,304円		
合計						987,405.5km	453,653,581円				253,497,032円	1,000,950.4 km		282,720,722円	1,041,001.3 km		313,630,273円	1,066,796.3 km		266,492,001円		

補助 プロ ジェクト 名	申 請 番 号	特 殊 措 置	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した 額	補助対象経費 の限度額	7又は18のうちい ずれか少ないほう の額	ソのうち補助プ ロジェクト外乗入部 分、同一補助プ ロジェクト都道府 県外乗入部分及び 他路線との競合 部分以外に係るもの	ソのうち補助プ ロジェクト外乗入部 分及び同一補助 プロジェクト都道府 県外乗入部分以 外に係るもの	計画平均乗車 密度が5人未満の路線	補助対象経費	計画額	経常費用から 経常収益を控除 した額	損失額から国庫 補助額を控除し た額	ウの負担者とその負担割合									
													都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要	
													負担額	負担 割合	負担額	負担 割合	負担額	負担 割合	負担額	負担 割合		
	12		46,609,409円	52,476,797円	46,609,409円	25,666,869円	25,666,869円		25,666 千円	12,833.0千円	55,988,308円	42,765,308円										
北 近 畿	加東市						5,746,007円	25,666,869円	5,746 千円	2,873.0千円	6,854,159円	3,981,159円	383,067円	9.6%	2,489,933円	62.5%			1,108,159円	27.9%		
	小野市						12,897,289円	25,666,869円	12,897 千円	6,448.5千円	15,384,607円	8,938,107円	859,800円	9.6%	5,588,700円	62.5%			2,487,607円	27.9%		
	三木市						7,023,105円	25,666,869円	7,023 千円	3,511.5千円	8,377,553円	4,866,053円	468,200円	9.6%	3,043,300円	62.5%			1,354,553円	27.9%		
	(15)		17,838,385円	13,142,876円	13,142,876円	4,194,417円	4,194,417円	2,542,070円	2,542 千円	1,271.0千円	20,089,666円	18,818,666円										
	三木市						4,194,417円	4,194,417円	2,542,070円	2,542 千円	1,271.0千円	6,411,416円	5,140,416円	169,466円	3.3%	1,101,534円	21.4%			3,889,416円	75.3%	
	16		93,529,901円	86,020,083円	86,020,083円	50,947,114円	50,947,114円		50,947 千円	25,473.5千円	108,264,524円	82,791,024円										
	加東市						8,306,099円	50,947,114円	8,306 千円	4,153.5千円	10,454,022円	6,300,522円	953,800円	8.8%	3,599,700円	57.1%			2,147,022円	34.1%		
	小野市						18,643,132円	50,947,114円	18,643 千円	9,322.0千円	23,464,170円	14,142,170円	1,242,833円	8.8%	8,079,067円	57.1%			4,820,170円	34.1%		
	三木市						23,996,162円	50,947,114円	23,996 千円	11,998.0千円	30,201,471円	18,203,471円	1,599,733円	8.8%	10,398,267円	57.1%			6,205,471円	34.1%		
	(17)		13,668,088円	12,556,194円	12,556,194円	5,987,044円	5,987,044円		5,987 千円	2,993.5千円	15,818,874円	12,825,374円										
	三木市						5,987,044円	5,987,044円	5,987 千円	2,993.5千円	7,542,755円	4,549,255円							4,549,255円	100.0%		
	(18)		15,515,797円	25,338,508円	15,515,797円	3,340,706円	3,340,706円		3,340 千円	1,670.0千円	19,856,102円	18,186,102円										
	三木市						3,340,706円	3,340,706円	3,340 千円	1,670.0千円	4,275,217円	2,605,217円	222,666円	8.5%	1,447,234円	55.6%			935,217円	35.9%		
	計			187,161,580円	189,534,458円	173,844,359円	90,133,961円	243,364,116円	2,542,070円	88,480 千円	44,241.0千円	112,965,370円	68,724,370円	5,499,665円	8.0%	35,747,835円	52.0%			27,478,870円	40.0%	
	京 阪 神	(12)		46,609,409円	56,521,801円	46,609,409円	20,942,073円	20,942,073円		20,942 千円	10,471.0千円	46,609,409円	36,138,409円									
神戸市							16,983,536円	20,942,073円	16,983 千円	8,492.0千円	16,983,536円	8,491,536円	1,132,287円	13.3%	7,359,269円	86.7%						
明石市							3,958,537円	20,942,073円	3,958 千円	1,979.0千円	3,958,537円	1,979,537円	263,866円	13.3%	1,715,134円	86.6%			537円	0.1%		
15			17,838,385円	14,155,952円	14,155,952円	9,638,079円	9,638,079円	5,841,260円	5,841 千円	2,920.5千円	17,838,385円	14,917,885円										
神戸市							9,638,079円	9,638,079円	5,841,260円	5,841 千円	2,920.5千円	12,145,264円	9,224,764円	389,400円	4.2%	2,531,100円	27.4%			6,304,264円	68.4%	
(16)			93,529,901円	92,850,663円	92,850,663円	37,775,528円	37,775,528円		37,775 千円	18,887.5千円	93,529,901円	74,642,401円										
神戸市							37,775,528円	37,775,528円		37,775 千円	18,887.5千円	38,134,011円	19,246,511円	2,518,333円	13.1%	16,369,167円	85.1%			359,011円	1.8%	
17			13,668,088円	13,524,048円	13,524,048円	7,075,376円	7,075,376円		7,075 千円	3,537.5千円	13,668,088円	10,130,588円										
三田市							7,075,376円	7,075,376円		7,075 千円	3,537.5千円	7,150,733円	3,613,233円						3,613,233円	100.0%		
18			15,515,797円	27,291,645円	15,515,797円	12,174,935円	12,174,935円		12,174 千円	6,087.0千円	15,515,797円	9,428,797円										
神戸市							9,873,832円	12,174,935円	9,873 千円	4,936.5千円	9,873,832円	4,937,132円	658,200円	13.3%	4,278,300円	86.7%			632円			
明石市							2,301,303円	12,174,935円	2,301 千円	1,150.5千円	2,301,303円	1,150,803円	153,400円	13.3%	997,100円	86.6%			303円	0.1%		
計				187,161,580円	204,144,109円	182,455,869円	87,605,991円	120,722,999円	5,841,260円	83,806 千円	41,903.5千円	90,547,016円	48,643,516円	5,115,466円	10.5%	33,250,070円	68.4%			10,277,980円	21.1%	
合計				374,323,160円	393,678,567円	356,300,228円	177,739,952円	364,087,115円	8,383,330円	172,286 千円	86,144千円	203,512,386円	117,367,886円	10,615,131円	9.0%	68,997,905円	58.6%			37,754,850円	32.2%	

(1) 記載要領

1. 乗客バス事業の収益、乗客走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
2. 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者においては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況（千円未満の端数は切り捨て）を損益状況欄に記載すること。
3. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗客バス事業が他の事業と兼業している場合は関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第336号、自第151号、自第35号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別理由があるときは、県公共交通大臣に報告し、その承認を受けること。
4. 「補助対象期間の前々年度（基準期間）の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄は、消費税率増徴を控除した額を記載すること。
5. 「補助プロジェクト」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
6. 地域キロ当たり経常経常費用は、補助プロジェクトを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
7. 車線番号は、事業者ごとに系統ごとに連番とすること。なお、1系統が2つ以上の補助プロジェクトにまたがる場合は、その比率に応じ縦いりか横書きの番号とすること。
8. 「特別措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特別措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成20年8月2日改正規則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2-5にただし書きに該当する場合には「3」を記載すること。
9. 「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全日数における総計画運行回数を記載すること。また、かつには1日当たり計画運行回数又は平日1日当たり計画運行回数のいずれかを記載すること。
10. 「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編実施計画」に記載がある場合は「(ホ)の金額を記載し、記載がない場合は「(ロ)の金額を記載すること。また、「特別措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額から左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額を控除して得た金額」に「(ロ)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載すること。また、「特別措置」の欄に「2」を記載した系統については、左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額から左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額を控除して得た金額」に「(ロ)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載すること。また、「特別措置」の欄に「3」を記載した系統については、左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額から左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額を控除して得た金額」に「(ロ)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載すること。また、「特別措置」の欄に「4」を記載した系統については、左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額から左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額を控除して得た金額」に「(ロ)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載すること。また、「特別措置」の欄に「5」を記載した系統については、左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額から左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額を控除して得た金額」に「(ロ)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載すること。また、「特別措置」の欄に「6」を記載した系統については、左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額から左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額を控除して得た金額」に「(ロ)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載すること。また、「特別措置」の欄に「7」を記載した系統については、左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額から左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額を控除して得た金額」に「(ロ)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載すること。また、「特別措置」の欄に「8」を記載した系統については、左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額から左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額を控除して得た金額」に「(ロ)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載すること。また、「特別措置」の欄に「9」を記載した系統については、左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額から左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額を控除して得た金額」に「(ロ)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載すること。また、「特別措置」の欄に「10」を記載した系統については、左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額から左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額を控除して得た金額」に「(ロ)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載すること。また、「特別措置」の欄に「11」を記載した系統については、左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額から左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額を控除して得た金額」に「(ロ)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載すること。また、「特別措置」の欄に「12」を記載した系統については、左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額から左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額を控除して得た金額」に「(ロ)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載すること。また、「特別措置」の欄に「13」を記載した系統については、左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額から左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額を控除して得た金額」に「(ロ)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載すること。また、「特別措置」の欄に「14」を記載した系統については、左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額から左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額を控除して得た金額」に「(ロ)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載すること。また、「特別措置」の欄に「15」を記載した系統については、左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額から左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額を控除して得た金額」に「(ロ)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載すること。また、「特別措置」の欄に「16」を記載した系統については、左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額から左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額を控除して得た金額」に「(ロ)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載すること。また、「特別措置」の欄に「17」を記載した系統については、左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額から左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額を控除して得た金額」に「(ロ)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載すること。また、「特別措置」の欄に「18」を記載した系統については、左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額から左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額を控除して得た金額」に「(ロ)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載すること。また、「特別措置」の欄に「19」を記載した系統については、左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額から左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額を控除して得た金額」に「(ロ)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載すること。また、「特別措置」の欄に「20」を記載した系統については、左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額から左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額を控除して得た金額」に「(ロ)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載すること。また、「特別措置」の欄に「21」を記載した系統については、左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額から左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額を控除して得た金額」に「(ロ)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載すること。また、「特別措置」の欄に「22」を記載した系統については、左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額から左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額を控除して得た金額」に「(ロ)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載すること。また、「特別措置」の欄に「23」を記載した系統については、左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額から左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額を控除して得た金額」に「(ロ)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載すること。また、「特別措置」の欄に「24」を記載した系統については、左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額から左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額を控除して得た金額」に「(ロ)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載すること。また、「特別措置」の欄に「25」を記載した系統については、左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額から左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額を控除して得た金額」に「(ロ)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載すること。また、「特別措置」の欄に「26」を記載した系統については、左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額から左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額を控除して得た金額」に「(ロ)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載すること。また、「特別措置」の欄に「27」を記載した系統については、左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額から左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額を控除して得た金額」に「(ロ)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載すること。また、「特別措置」の欄に「28」を記載した系統については、左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額から左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額を控除して得た金額」に「(ロ)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載すること。また、「特別措置」の欄に「29」を記載した系統については、左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額から左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額を控除して得た金額」に「(ロ)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載すること。また、「特別措置」の欄に「30」を記載した系統については、左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額から左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額を控除して得た金額」に「(ロ)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載すること。また、「特別措置」の欄に「31」を記載した系統については、左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額から左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額を控除して得た金額」に「(ロ)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載すること。また、「特別措置」の欄に「32」を記載した系統については、左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額から左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額を控除して得た金額」に「(ロ)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載すること。また、「特別措置」の欄に「33」を記載した系統については、左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額から左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額を控除して得た金額」に「(ロ)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載すること。また、「特別措置」の欄に「34」を記載した系統については、左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額から左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額を控除して得た金額」に「(ロ)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載すること。また、「特別措置」の欄に「35」を記載した系統については、左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額から左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額を控除して得た金額」に「(ロ)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載すること。また、「特別措置」の欄に「36」を記載した系統については、左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額から左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額を控除して得た金額」に「(ロ)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載すること。また、「特別措置」の欄に「37」を記載した系統については、左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額から左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額を控除して得た金額」に「(ロ)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載すること。また、「特別措置」の欄に「38」を記載した系統については、左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額から左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額を控除して得た金額」に「(ロ)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載すること。また、「特別措置」の欄に「39」を記載した系統については、左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額から左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額を控除して得た金額」に「(ロ)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載すること。また、「特別措置」の欄に「40」を記載した系統については、左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額から左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額を控除して得た金額」に「(ロ)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載すること。また、「特別措置」の欄に「41」を記載した系統については、左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額から左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額を控除して得た金額」に「(ロ)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載すること。また、「特別措置」の欄に「42」を記載した系統については、左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額から左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額を控除して得た金額」に「(ロ)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載すること。また、「特別措置」の欄に「43」を記載した系統については、左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額から左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額を控除して得た金額」に「(ロ)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載すること。また、「特別措置」の欄に「44」を記載した系統については、左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額から左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額を控除して得た金額」に「(ロ)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載すること。また、「特別措置」の欄に「45」を記載した系統については、左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額から左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額を控除して得た金額」に「(ロ)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載すること。また、「特別措置」の欄に「46」を記載した系統については、左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額から左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額を控除して得た金額」に「(ロ)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載すること。また、「特別措置」の欄に「47」を記載した系統については、左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額から左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額を控除して得た金額」に「(ロ)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載すること。また、「特別措置」の欄に「48」を記載した系統については、左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額から左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額を控除して得た金額」に「(ロ)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載すること。また、「特別措置」の欄に「49」を記載した系統については、左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額から左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額を控除して得た金額」に「(ロ)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載すること。また、「特別措置」の欄に「50」を記載した系統については、左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額から左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額を控除して得た金額」に「(ロ)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載すること。また、「特別措置」の欄に「51」を記載した系統については、左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額から左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額を控除して得た金額」に「(ロ)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載すること。また、「特別措置」の欄に「52」を記載した系統については、左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額から左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額を控除して得た金額」に「(ロ)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載すること。また、「特別措置」の欄に「53」を記載した系統については、左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額から左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額を控除して得た金額」に「(ロ)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載すること。また、「特別措置」の欄に「54」を記載した系統については、左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額から左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額を控除して得た金額」に「(ロ)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載すること。また、「特別措置」の欄に「55」を記載した系統については、左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額から左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額を控除して得た金額」に「(ロ)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載すること。また、「特別措置」の欄に「56」を記載した系統については、左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額から左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額を控除して得た金額」に「(ロ)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載すること。また、「特別措置」の欄に「57」を記載した系統については、左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額から左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額を控除して得た金額」に「(ロ)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載すること。また、「特別措置」の欄に「58」を記載した系統については、左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額から左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額を控除して得た金額」に「(ロ)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載すること。また、「特別措置」の欄に「59」を記載した系統については、左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額から左記の場合の(ホ)の金額又は「(ロ)の金額

地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組内容(令和8年度)案

申請番号	運行系統名	起点	主な経由地	終点	生産性向上の取組に係る取組内容と定量的な効果目標	実施主体と実施時期
12	社～三木営業所～明石駅前	社	三木営業所	明石駅前	①沿線の通学需要に対応したダイヤ設定による利用取り込みの継続 ②バスロケーションシステムやICカード利用データを用いた、需要に応じた運行計画の見直しの検討 ③並走路線の再編による需要の集約検討 ④沿線自治体との連携によるバス時刻表の作成・配布。明石駅前に設置するデジタルサイネージ、Web上「あかしビジョン」において時刻表データを提供 ⑤加東市・三木市との運賃施策(市内上限運賃制度)の周知による利用促進 ⑥西脇市・加東市内の地域内フィーダー交通との連携による需要創出 ⑦沿線の学校へのモビリティ・マネジメントによる利用促進 <定量的な効果目標> 上記の取組により、収支改善率1%以上を目標とする。	①神姫バス株式会社 ②神姫バス株式会社 ③神姫バス株式会社 ④加東市・小野市・三木市・明石市・神姫バス株式会社 ⑤加東市・三木市・神姫バス株式会社 ⑥加東市・西脇市・神姫バス株式会社 ⑦加東市・小野市・三木市・明石市・神姫バス株式会社 <実施時期> 上記の取組は通年での実施を予定する。⑦など対外的な調整が必要な案件は、実施の目途が立ち次第とする
15	三木営業所～養田～西神中央駅前	三木営業所	養田	西神中央駅前	①沿線の通学・通院需要に対応したダイヤ設定による利用取り込みの継続 ②バスロケーションシステムやICカード利用データを用いた、需要に応じた運行計画の見直しの検討 ③三木市との運賃施策(市内上限運賃制度)の周知による利用促進 ④沿線自治体との連携によるバス時刻表の作成・配布 ⑤神戸市バス競合区間における、市バス普通区全線定期券の共用化に伴う利用促進と利用しやすいダイヤ設定の見直し <定量的な効果目標> 上記の取組により、収支改善率1%以上を目標とする。	①神姫バス株式会社 ②神姫バス株式会社 ③三木市・神姫バス株式会社 ④三木市 ⑤神姫バス株式会社 <実施時期> 通年で実施
16	社～御坂～三宮	社	御坂	三宮	①沿線の通勤・通学需要に対応したダイヤ設定による利用取り込みの継続 ②バスロケーションシステムやICカード利用データを用いた、需要に応じた運行計画の見直しの検討 ③並走路線の再編による需要の集約検討 ④沿線自治体との連携によるバス時刻表の作成・配布 ⑤加東市・三木市との運賃施策(市内上限運賃制度)の周知による利用促進 ⑥西脇市・加東市内の地域内フィーダー交通との連携による需要創出 <定量的な効果目標> 上記の取組により、収支改善率1%以上を目標とする。	①神姫バス株式会社 ②神姫バス株式会社 ③神姫バス株式会社 ④加東市・小野市・三木市 ⑤加東市・三木市・神姫バス株式会社 ⑥加東市・西脇市・神姫バス株式会社 <実施時期> 上記の取組は通年での実施を予定する。⑥など対外的な調整が必要な案件は、実施の目途が立ち次第とする。
17	三田駅～市立図書館前～みなぎ台	三田駅	市立図書館前	みなぎ台	①沿線の通勤・通学需要に対応したダイヤ設定による利用取り込みの継続 ②バスロケーションシステムやICカード利用データを用いた、需要に応じた運行計画の見直しの検討 ③並走路線の再編による需要の集約検討 ④沿線自治体との連携によるバス時刻表の作成・配布 ⑤三木市との運賃施策(市内上限運賃制度)の周知による利用促進 ⑥三田市内の地域内フィーダー交通との連携による需要創出の継続 <定量的な効果目標> 上記の取組により、収支改善率1%以上を目標とする。	①神姫バス株式会社 ②神姫バス株式会社 ③神姫バス株式会社 ④三木市 ⑤三木市・神姫バス株式会社 ⑥三田市・神姫バス株式会社 <実施時期> 通年で実施
18	三木営業所～硯町～明石駅前	三木営業所	硯町	明石駅前	①沿線の通学需要に対応したダイヤ設定による利用取り込みの継続 ②バスロケーションシステムやICカード利用データを用いた、需要に応じた運行計画の見直しの検討 ③並走路線の再編による需要の集約検討 ④沿線自治体との連携によるバス時刻表の作成・配布。明石駅前に設置するデジタルサイネージ、Web上「あかしビジョン」において時刻表データを提供 ⑤三木市との運賃施策(市内上限運賃制度)の周知による利用促進 <定量的な効果目標> 上記の取組により、収支改善率1%以上を目標とする。	①明石市・神姫バス株式会社 ②神姫バス株式会社 ③神姫バス株式会社 ④明石市・神姫バス株式会社 ⑤三木市・神姫バス株式会社 <実施時期> 通年で実施

表4 別表1及び別表3の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

[illegible]

表6 車両の取得計画の概要

[illegible]

表7 車両の取得を行う事業者(車両減価償却費等国庫補助金)

事業者名	神姫バス株式会社
------	----------

1. 車両取得の概要

2年目以降(令和 8 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	
			当該年度	初年度
北近畿 京阪神	2	社～三木営業所～明石駅前	第12号	第14号
	3	社～三木営業所～明石駅前 三木営業所～養田～西神中央駅前	第12・15号	第14・17号

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額 (円)	残存価額(円)	普通償却限度額 (円)	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額 (円)	ノとオのうち少 ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費	計画額(千円)	* 残存価格 (円)
	初年度への額＝ナ	前年度ﾌ(2年目のみ ケ)の額＝ラ	(定率法)ﾗ×0.4＝ム (定額法)ナ×0.2＝ム	ウ	ム＋ウ＝ノ	オ	ケ	ヤ	ク×ヤ÷12(月)＝マ (最終年度)ク＝マ	マ×1/2＝ケ	ラ－マ＝フ
2	15,000,000	3,960,000	1,980,000	0	1,980,000	2,888,060	1,980,000	12	1,980,000 円	990.0	1,980,000
3	15,000,000	3,960,000	1,980,000	0	1,980,000	2,888,060	1,980,000	12	1,980,000 円	990.0	1,980,000
計	30,000,000	7,920,000	3,960,000	0	3,960,000	5,776,120	3,960,000		3,960 千円	1,980	3,960,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

--

申請番号	金融費用補助対 象額(円)	償還期間 (月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利	エと2.5%のうち 低い方の率(%)	補助対象経費	計画額(千円)
			(自)	(至)				
	ナの額以内＝コ				エ	テ	ア	ア×1/2＝サ
							円	
							円	
計							千円	

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
マ＋ア	ケ＋サ
3,960	1,980

【負担者とその負担割合】

補助ブ ロック 名	申請 番号	負担者とその負担割合								
		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
北近畿 京阪神	2	132,000円	13%	858,000円	87%			円		
	3	132,000円	13%	858,000円	87%			円		
合計		264,000円		1,716,000円				円		